

# バス協だより

平成 22 年 7 月 7 日

◎「事業用自動車に係る環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」の受付終了に関する情報について  
国土交通省から、平成 21 年度第 2 次補正予算により本年 9 月まで延長された「環境対応車への買い換  
え・購入に対する補助制度」の事業用自動車に係る部分が期限の 9 月末を待たずに予算額を超える可能性が  
あるとの情報がありました。

## 〈今後の予定〉

- (1) 補助金交付申請額が予算額を超過すると予想される日の前日に、申請受付を終了する。
- (2) 補助金の交付は、申請日の早いものから優先的に交付する。
- (3) 補助金交付申請書が受理されていても、予算額が超過するなどの理由により補助金が交付されない  
ことがある。
- (4) 補助金申請の進捗状況は、「一般社団法人次世代自動車振興センター」のホームページにて公表。

## ◎関東地域事業用自動車交通事故削減目標について

本年 3 月に、今後 10 年間を見据えた国土交通省および関係業界による「事業自動車総合安全プラン 20  
09」が取りまとめられ、関東運輸局管内では、「関東地域における事業用自動車交通事故削減目標」を設  
定しました。バスに関しては、平成 20 年死者数 6 人に対して、5 年後、10 年後ともにゼロに、人身事故  
については平成 20 年人身事故件数 1,203 件を、5 年後は 920 人、10 年後には半減の 640 人以下  
とするよう、飲酒運転についてもゼロとする目標を掲げたところです。官民一体となった取組みが求められ  
ております。

## ◎「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」の策定について

日本バス協会では、昨今のバス車両火災事故の多発を受け、「車両火災発生等緊急時における統一マニュアル」を策定しました。

バス火災の実事例の詳細を会員間で共有するために、バス事業の火災事故が発生した場合は、事業者が運輸支局に提出する事故報告書の写しを日バス技術部あて送付するとともに、①出火場所(例:車両右側後部・エンジン付近)②運転者が異常を感じた状況(例:運行中サイドミラーで、車両右側後部から煙が出ているのを視認。)③乗客が脱出に要した時間(脱出を指示してから脱出完了までに要した時間。例:〇分)④火災が客室まで延焼した場合は、運転者が異常を感じてから延焼までの時間(例:〇〇分)⑤その他特記事項(避難誘導等に当たって、運転者が乗客に指示した事項及び反省点等があれば記載願います。)を追加記載する必要があります。

## ◎自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度について

国土交通省及び環境省が、排出ガス低減に関する一般消費者の関心と理解を深めるとともに、消費者の選択により排出ガスの低減性能の高い自動車の普及を促進することなどを主な目的として制定されているものです。このステッカーの貼付は義務ではありませんが、申請により希望者のみに配布されます。貼付対象の車両は、自動車検査証の備考欄に「自動車使用車種規制(NOx・PM)適合」の記載がある車両です。ただし、既存の国土交通省低排出ガス認定車のステッカー(低PM、四つ星等)が貼付してあれば、本制度のステッカーとしてみなされますので重複貼付は不要です。

## ◎一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について

この交替運転者の配置基準の指針は、当面、通達による対応ですが、1日の運転時間は2日間を平均して9時間以内という基準から、それを遵守するための目安として、運転者1人1乗務あたりの乗務距離の上限を、試行的に670キロメートルとするものです。高速道路運行を基準に、一般道、回送も含めますが、指針は、改善基準を守るための目安であり、平均的な運行パターンから限度を定めたものであります。670キロ以下でも改善基準告示に定める基準を超えるケースもあり改善基準について十分考慮しながら運行する必要があります。

## ◎事業用自動車の運転者の健康状態の確認の徹底について

バス運転者の健康状態に起因する事故防止については、機会あるごとにその徹底を図られていると存じますが、各位におかれでは、下記内容について再徹底をお願いいたします。

1. 事業者、運行管理者及びその補助者(以下「事業者」という。)は、点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者の交替等、適切な運行管理を図ること。
2. 事業者等においては、日ごろから運転者の健康状態の把握に努めるとともに、健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなどの適切な指導を行なうこと。
3. 事業者等においては、運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行なうこと。

## ◎バス運転者等の睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成制度について

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るために、適切な運行管理により、過労防止を図るとともに、点呼等において、安全な運転が出来ない恐れがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意する必要があり、居眠りに至る過度な眠気をきたす様々な病氣があることが知られているところですが、これに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取り組みが求められています。その中で当協会としては、「睡眠時無呼吸症候群」のスクリーニング検査に関する日本バス協会とともに助成制度を実施しております。

## ◎飲酒運転防止について

バス事業の飲酒事案は、平成14年7月の発生以来、全国的にみれば散発しており、最近の例では、前日の深酒を原因とする事案も多く発生しており、点呼の未実施、不完全実施が多く発生しております。健康状態の把握と共に、飲酒に関しても罰則が強化され、人命を預かるプロの運転者の飲酒運転は論外であります。その根絶は公共交通に従事する者全員の責務であり、点呼の確実な実施により飲酒運転の絶滅をお願いいたします。

◎飲酒運転防止に関する旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達の一部改正について

「旅客自動車運送事業運輸規則」の一部改正があり、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」等関係規定が下記の通り改正されましたので徹底をお願いいたします。

記

1. 公布日（平成22年4月28日）と同時に施行された事項

(1) 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

(2) 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」が追加される。（従来の通達事項から省令事項として明確化）

(3) 上記の補助者が、運行管理者の指示を仰がずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

2. 平成23年4月1日から施行される事項

(1) 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならない。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

(2) 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

(3) 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

3. 旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とされた。

## ◎不正軽油撲滅について

不正軽油とは、主に軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱法行為となるものであります。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。当協会は不正軽油を撲滅する事を目的として、茨城県、及び関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会メンバーとして、意見交換、情報交換、広報等の活動を行っています。

## ◎大阪府における流入車対策について

大阪府では、条例により、窒素酸化物（NOx）及び浮遊粒子状物質（PM）の排出基準を満たさないバス等に対する大阪を発着地とする流入規制を21年1月から実施しております。これに伴い、排出基準を満たす自動車（車種規制適合車）に表示が義務付けられている適合車等標章（ステッカー）の交付を受けなければなりません。該当する車に貼付するテッカーを大阪府交通環境課まで交付請求して下さい。

## ◎自動車運送事業における運輸安全マネジメント評価対象の拡大について

平成18年10月から導入された「運輸安全マネジメント制度」の評価対象が本年10月16日から安全管理規程等義務づけ事業者である200両以上保有のバス会社に、乗合バス100両以上・都市間を結ぶ高速バス及び高速ツアーバスの事業者・第一当事者の死亡事故を引き起こした事業者が加えられました。また、今般、車両規模等に応じた事業者向け安全マネジメント手引きが、わかりやすく、具体的な取組例を入れて改訂されました。「手引き」を活用して安全性の向上に努めていただくようお願い致します。

## ◎東京都墨田区のスカイツリー(建設中)観光について

日本バス協会に、東京都墨田区のスカイツリー(建設中)周辺の住民の方々から「スカイツリー周辺の道路に貸切バスがアイドリングをしたまま路上駐車して客を見学させている。このため、騒音や排気ガスがひどく周辺住民は大変困っている。警察にも通報しているがバスは全国から来ており、きりがないのでどうにかして欲しい。」との苦情が度々寄せられております。スカイツリーの周辺を観光コースに入れている会員事業者は、車窓からの観光の励行をするなど、バスを止めてお客様を降車させてアイドリングをしたままにするようなことなどのないようご協力を願いいたします。

## ◎麻薬、覚せい剤等薬物乱用の予防と防止対策について

法令遵守については、バス業界全体で最重要課題として積極的に取り組んできていますが、そのような中、先般、「バス運転手が覚せい剤」という報道がなされました。バス運転手が違法な覚せい剤を使用していたということは、安全運転に対する社会的信用を著しく失墜させることとなり、極めて残念な出来事であります。日本バス協会の「麻薬、覚せい剤等薬物乱用の予防と防止対策」を参考に、対応に誤りのないようお願い致します。